内部管理体制の整備に関する基本方針

(2021年12月4日施行)

公益社団法人ライフル射撃協会(以下「本会」という。)は、本会定款第38条第2項第4号の規定に基づき、本会内部管理体制の整備に関する基本方針を次のように定める。

- 1 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令、定款及び関係規程に従い、作成し、適切に保存し、管理する。
- (2) 代表理事及び業務執行理事は、法令及び定款に従い、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる内部規程・規則、決定事項、重要な情報等を文書(磁気データ)・情報管理ガイドラインに従い、適切に保存し、管理する。
- (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 本会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる諸要因を事前に識別、分析、評価し、これに対応するための損失の危険の管理に関する規程及び危機管理マニュアルを策定し、随時見直しを図る。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、会長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、応急処置、原因の究明及び対策基本方針の決定、対外広報・対外連絡その他の措置を的確に行い、本会の損失又は不利益の最小化に努める。
- 3 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、通常理事会を毎年2回以上開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、定められた責任者及びその権限、執行手続に従い適正に実施する。
- (3) 会長は事業計画及び予算を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
- (4) 本会組織内での情報を共有し連携を図るため、必要に応じ、常務理事会を開催する。
- 4 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基礎として、倫理規程、通報相談窓口規程等の規程を定め、役職員相互間の適切な監督体制を構築する。

内部管理体制の整備に関する基本方針(2021年12月4日施行)-1

- (2) 理事は、他の理事の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
- (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
- (4) 監事は、業務執行状況の調査、理事会への出席などにより、理事の職務の執行を監査する。
- 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、会長は本会の使用人(職員)から監事補助者を任命するものとする。
- (2) 監事補助者の人事評価・異動・懲戒については、監事の同意を得て、行わなければならない。
- (3) 監事補助者は、その職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
- 6 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者 が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 理事及び使用人は、本会に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。
- (3) 理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにしなければならない。
- (4) 理事は、前各号の適切な運用により、監事への適切な報告体制を確保しなければならない。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費 用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 理事の職務執行を監査するために必要な監査費用については、理事は監事との協議の上、予算に計上する。
- (2) 理事は、監事から監査費用の請求があったときは、原則としてこれを拒むことができない。
- (3) 監事は、監査費用については経済性、効率性及び有効性に基づき支出する。
- 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、その職務を適切に遂行するため、理事、使用人その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び 監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事会は、監事の職務の執行のための必 要な体制の整備に留意しなければならない。
- (2) 監事は、必要に応じ自らの判断で、外部の弁護士、公認会計士、税理士その他の者に対して、協力を求めることができる。
- 9 基本方針の変更

内部管理体制の整備に関する基本方針(2021年12月4日施行)-2

この基本方針は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この基本方針は、2021年12月4日から施行する。